

養蜂振興法及び北海道蜜蜂転飼条例に係る事務取扱要領

平成25年4月15日	北海道農政部長通知
一部改正平成26年3月31日	北海道農政部長通知
一部改正平成27年4月1日	北海道農政部長通知
一部改正平成27年10月7日	北海道農政部長通知
一部改正平成28年6月29日	北海道農政部長通知
一部改正平成30年2月20日	北海道農政部長通知
一部改正令和2年4月27日	北海道農政部長通知
一部改正令和6年4月12日	北海道農政部長通知

第1 蜜蜂の飼育

1 飼育形態の区分及び定義

(1) 「業として蜜蜂の飼育を行う者」

反復継続して蜜蜂の飼育を行う者又は蜜蜂、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等を譲渡することを目的として、蜜蜂の飼育を行う者をいう。

ただし、試験研究の用に供するため又は趣味として蜜蜂の飼育を行う個人を除く。

(2) 「趣味として蜜蜂の飼育を行う者」

蜜蜂を小規模に飼育し、かつ、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等（以下「蜜蜂による生産物」という。）を自家用にのみ供するため飼育する個人をいう。

なお、北海道における「小規模」とは、趣味として蜜蜂を飼育する場合で、実群数で2群までの規模とする。

また、「自家用」とは、自家で供する場合のほか、社会通念上、私的な交際の範囲で無償で配布する場合も含む。

(3) 「農作物等の花粉受精の用に供するための飼育」

花粉受精を行おうとする自らの農作物の作付規模に対して妥当な群数の蜜蜂を、花粉受精のために必要な期間のみ飼育することをいう。

(4) 「試験研究の用に供するための飼育」

密閉構造の飼育管理設備で蜜蜂の飼育を行い、かつ蜜蜂による生産物を譲渡することを目的としない飼育形態であって個人が飼育するものをいう。

(5) 「地域振興を目的とした飼育」

行政、地域住民、事業者等が協働して、地域が抱える課題を解決するため、小規模での蜜蜂の飼育を通じて、地域の活性化を図ることをいう。

2 蜜蜂を飼育する者の責務

蜜蜂を飼育する全ての者は、関係法令を遵守するほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 伝染病の予防

家畜伝染病予防法を遵守し、法定伝染病（腐蛆病）、届出伝染病（バロア病、チョーク病、アカリダニ症、ノゼマ病）の発生を予防し、まん延を防止するよう努めなければならない。

なかでも、法定伝染病である腐蛆病に感染すると、巣箱自体が焼却処分となるほか、周辺の蜜蜂飼育者も移動規制される場合もあるので、十分な注意が必要である。

(2) 近隣住民への危害防止

蜜蜂の飼育場所の選定については、周囲への十分な配慮が必要であり、特に次の項目についてよく検討し、あらかじめ飼育予定場所を管轄する市町村に相談すること。

- ① 直接的に、近隣住民等に危害を及ぼさないこと。
- ② スズメバチや熊などを呼び込む誘因となり、近隣住民に対する間接的な危害の原因とならないこと。

(3) スズメバチ対策

スズメバチは、一度蜜蜂の巣箱を見つけると、次回以降は複数で襲撃するため、近隣の住民に重篤な危害が及ぶ場合があるので特に注意すること。

(4) 越冬に係る留意点

- ① 越冬の状態によってはダニ等が活性化し、病気等を引き起こしやすいので、十分な管理に努めること。
- ② 越冬後の春先は、巣門を解放し、蜂が一斉に飛び出す際に、脱糞による糞害を引き起こす場合があるため、住宅密集地及び都市部を避けて越冬すること。

第2 蜜蜂の飼育に係る事務手続き

1 必要な手続きについて

(1) 配置調整

飼育予定場所を管轄する市町村に対する相談、地域における蜂群の配置調整
〔書式1「蜜蜂飼育に関する調書」〕

(2) 飼育の届出

法第3条の規定に基づく届出

〔書式2-1「蜜蜂飼育届出書・蜜蜂飼育変更届出書」〕

(3) 転飼許可申請

- ① 北海道外から蜜蜂を転飼する場合：法第4条の規定に基づく許可

〔書式3-1「蜜蜂転飼許可申請書」〕

- ② 北海道の区域内で蜜蜂を転飼する場合：条例第3条の規定に基づく許可

〔書式4-1「蜜蜂転飼許可申請書」〕

(4) 腐蛆病検査の受検

家畜伝染病予防法ほか関係法令の規定に基づき、毎年腐蛆病検査を受検すること。

表1. 蜜蜂の飼育形態別事務手続き

区 分	配置調整	飼育届の提出	転飼許可申請	腐蛆病検査
第1の1の(1)に該当する者 (業として蜜蜂を飼育する者)	○	○	○	○
第1の1の(2)に該当する者 (趣味として蜜蜂を飼育する者)	○	○	—	○
第1の1の(3)・(4)に該当する者 (花粉受精・試験研究)	—	—	—	○
第1の1の(5)に該当する者 (地域振興を目的に飼育する者)	○	○	—	○

2 蜜蜂の飼育に係る事務手続きの留意事項

(1) 配置調整について

- ① 蜜蜂の飼育・転飼については、人畜に危害を与えることのないよう周辺の状況について十分に配慮し、また、伝染病まん延防止の観点から、蜜蜂の飼育予定場所を管轄する市町村（農林部局）に相談するとともに、家畜保健衛生所に連絡すること。
- ② 自己所有地以外の土地を利用する際に、土地所有（管理）者に確認した土地地番については、改めて市町村等を確認し、確実な土地地番により手続きすること。
- ③ 蜜蜂を新規に飼育又は増群や飼育場所を変更（以下「新規等希望」という。）する場合は、養蜂業の円滑な振興を期すため、北海道が行う配置調整会議において、協議すること。

配置調整会議では、蜜蜂飼育者同士の飼育場所は、互いに半径3km以上（蜜蜂飼育場所相互の距離が6km以上）離すことを基準として、蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならないことを確認するとともに、花粉交配用蜜蜂の安定供給、国民への甘味資源の提供、蜜源植物の保護増殖に対する取組の養蜂の社会的意義を特に勘案し、配置を調整する。

ア 配置調整会議

配置調整会議は北海道が開催する。

配置調整会議は、総合振興局又は振興局（以下「振興局等」という。）ごとに開催することとし、配置調整の範囲は、振興局等の管轄範囲とする。

また、その開催日程は別途通知するものとする。

なお、新規等希望場所と、他の蜜蜂飼育者の飼育場所が、互いに半径3km以上（蜜蜂飼育場所相互の距離が6km以上）離れている場合は配置調整会議での協議を要しないものとする。

また、新規等希望の取扱いは別紙1のとおりとするとともに、札幌市都市養蜂に係る配置調整は別途実施することとし、その取扱いは別紙2のとおりとする。

イ 蜜蜂飼育に関する調書

新規等希望者（第1の1の（5）に該当する者を含む）は、「蜜蜂飼育に関する調書」（【書式1-1】参照。）（以下「調書」という。）を作成し、配置調整会議に諮り、その了承を得るものとする。

調書は、毎年7月末日までに飼育予定場所を管轄する振興局等農務課に提出すること。

なお、北海道養蜂協会会員にあっては、北海道養蜂協会各地区養蜂組合長を経由して北海道養蜂協会に提出し、北海道養蜂協会は各地区養蜂組合から提出のあった調書を取りまとめ、北海道農政部生産振興局畜産振興課（以下「畜産振興課」という。）へ提出すること。

ウ 配置調整会議の結果通知

畜産振興課長は、関係振興局等農務課を通じ配置調整会議の結果を調書提出者に文書により通知するとともに、市町村に通知する

(2) 蜜蜂飼育届について

法第3条第1項（蜜蜂の飼育の届出）
法第3条第3項（届出の変更）
法施行規則第1条（届出）
法の施行について 「2 蜜蜂を飼育する者の届出について」
法施行細則 別記第1号様式（蜜蜂飼育届出書・蜜蜂飼育変更届出書）

① 蜜蜂飼育届の記載事項等

ア 住所及び氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者氏名）

イ 1月1日現在の蜜蜂飼育状況

1月1日現在に所有する全ての蜂群について、飼育場所及び飼育蜂群数を記載すること。

飼育場所は、地番まで記載すること。

ウ 蜜蜂飼育計画

1月1日から12月31日までの1年間に係る全ての飼育場所（採蜜、花粉交配、越冬等）について、蜂群の増・減計画を含めて記載すること。

なお、飼育場所及び群数は前年の配置調整会議で了承された場所及び群数の範囲内で届出ること。

② 蜜蜂飼育届出書の様式

蜜蜂飼育届出書（以下「飼育届」という。）は、「法施行細則」別記第1号様式「蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届出書」

ただし、記載欄が不足する場合は、蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届出書（別紙）（【書式2-2】及び【書式2-3】参照）を使用すること。

③ 添付書類

ア 土地貸与承諾書

1月1日現在蜜蜂飼育状況に記載されている飼育場所が、自己所有地以外である場合は、飼育する各年毎の期間において承諾を得た土地貸与承諾書（【書式6-1】又は【書式6-2】参照）を添付すること。

なお、飼育届出者は、土地貸与承諾書を土地所有（管理）者から受領する前段において、当該土地を管轄する市町村へ出向き、その土地地番を確実に確認するとともに、その所有（管理）者について確認すること。

土地貸与承諾書に記名、押印した土地所有（管理）者が、その所有権を何らかの事情で失っている場合は、新たに当該土地の所有権を有する者から速やかに土地貸与承諾書を受領し、畜産振興課に提出すること。

また、承諾書が土地管理者からの場合は、摘要欄に土地所有者との関係（続柄、契約、賃貸等）を記載すること。

イ 行政機関等が発行する承諾（許可）書等の写し

自己所有地以外の飼育場所が、行政機関等の管理する土地である場合は、当該行政機関等が発行する承諾（許可）書等の写しを添付すること。

ウ 蜂群設置場所図面

1月1日現在蜜蜂飼育状況に記載されている道内の全ての飼育場所について、蜂群設置場所図面（【書式8】参照）を添付すること。

ただし、飼育届に当該蜂群の配置場所の緯度・経度を記載している場合又は次年度以降について、当該蜂群設置場所及び土地地番等に変更が生じない場合は、提出を不要とする。

④ 蜜蜂飼育届の変更

法第3条第3項に基づく飼育届の変更は、「法施行細則」別記第1号様式「蜜蜂飼育届出書・蜜蜂飼育変更届出書」(【書式2-1】参照)により速やかに提出すること。

ただし、飼育蜂群数が減少する場合、又は飼育期間が短縮する場合は、この限りではない。

(3) 北海道外から移動してくる蜜蜂の転飼(以下「1次転飼」という。)について

法第4条(転飼養蜂の規制)

法施行規則第2条(転飼養蜂の許可申請)

法施行細則 別記第2号様式(転飼の許可の申請)

法の施行について 「3 転飼養蜂の規制について」

法の施行について 「4 転飼の許可について」

法の施行について 「6 転飼許可に関する手数料について」

地方公共団体の手数料の標準に関する政令

北海道農政部手数料条例第2条別表及び第3条

北海道収入証紙条例施行規則

① 1次転飼申請に係る記載事項

ア 現住所、通信連絡場所及び電話番号

イ 氏名(法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名)

ウ 転飼しようとする場所及び土地所有者の住所及び氏名

転飼しようとする全ての蜂群について、転飼場所、蜂群数を記載すること。
飼育場所は、土地地番まで記載すること。

エ 最大計画蜂群数

蜂群数は、転飼場所毎に、転飼期間中の最大となる予定の数を記載すること。

なお、蜜蜂の販売を予定している場合は、販売を予定している蜂群を含めて記載すること。

オ 転飼期間

転飼期間は、転飼を開始する可能性のある最初の日から、他の場所へ移動する予定日までの、計画上最大限の期間を記載すること。

カ 飼養管理者の住所及び氏名

② 1次転飼申請の様式

当該転飼申請は、「法施行細則」別記第2号様式「蜜蜂転飼許可申請書」(【書式3-1】参照)(以下「【書式3-1】申請書」という。)により提出すること。

ただし、「転飼場所の記載欄」が不足する場合は、「蜜蜂転飼許可申請書(別紙)」(【書式3-2】参照)(以下「【書式3-2】申請書(別紙)」という。)に続けて記載すること。

なお、【書式3-2】申請書(別紙)は、【書式3-1】申請書に、ホチキス等で離れないよう添付し、必ず割印すること。

また、北海道収入証紙(以下「証紙」という。)は、【書式3-1】申請書に貼付すること。

③ 転飼許可に関する手数料納付について

「法の施行について」6に記載がある手数料については、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」により、全国的に統一して定められており、「北海道農政部手数料条例」第2条別表及び第3条により、証紙により納めること。

なお、証紙の取扱いについては、北海道収入証紙条例施行規則による。

ア 転飼許可申請手数料

1場所につき150円に蜂群数を乗じて得た金額。

(ただし、その金額が2,300円を超えるときは、2,300円)

イ 申請者は、手数料額の証紙を、申請書(原則上段)の余白に貼付すること。

④ 添付書類

ア 土地貸与承諾書

上記の申請書に記載された転飼場所が、自己所有地以外である場合は、飼育する各年毎の期間において承諾を得た土地貸与承諾書(【書式6-1】又は【書式6-2】参照)を添付すること。

なお、申請者は、土地貸与承諾書を土地所有(管理)者から受領する前段において、当該土地を管轄する市町村へ出向き、その土地地番を確実に確認するとともに、その所有者について確認すること。

また、承諾書が土地管理者からの場合は、摘要欄に土地所有者との関係(続柄、契約、賃貸等)を記載すること。

土地貸与承諾書に記名、押印した土地所有(管理)者が、その所有権を何らかの事情で失っている場合は、新たに当該土地の所有権を有する者から速やかに土地貸与承諾書を受領し、これを申請書に添付すること。

イ 行政機関等が発行する承諾(許可)書等の写し

自己所有地以外の飼育場所が、行政機関等の管理する土地である場合は、当該行政機関等が発行する承諾(許可)書等の写しを添付すること。

ウ 確認書または申立書

イの行政機関等の承諾(許可)等の申請事務と、1次転飼の申請事務に、日程的な時期の差が生じるなどの理由により、やむを得ず承諾(許可)などが得られなかった場合は、次のとおりとする。

(ア) 北海道養蜂協会会員にあっては、確認書(【書式7-1】参照)により、当該蜂群設置場所を管轄する地区養蜂組合長を経由の上提出するものとし、行政機関等から承諾(許可)書等が交付され次第、写しを速やかに畜産振興課に提出すること。

ただし、飼育・転飼蜜蜂飼育者と地区養蜂組合長が同一である場合は、当該地区養蜂組合の構成員(第3者)が地区養蜂組合長に替わって確認書を作成すること。

(イ) 会員以外の申請者にあっては、当該蜂群設置場所を管轄する振興局等を経由の上、申立書(【書式7-2】参照)を提出するものとし、行政機関等から承諾(許可)書等が交付され次第、写しを速やかに畜産振興課に提出すること。

(ウ) 当該行政機関等から承諾(許可)書等が取得できなかった場合は、当該蜜蜂について新たに転飼許可申請を行い、適法に飼育できる場所に移動すること。

エ 蜂群設置場所図面

③の【書式3-1】申請書及び【書式3-2】申請書（別紙）に記載されている全ての転飼場所について、蜂群設置場所図面（【書式8】参照）を添付すること。

ただし、【書式3-1】申請書及び【書式3-2】申請書（別紙）に、当該蜂群の配置場所の緯度・経度を記載している場合又は次年度以降について、当該蜂群設置場所及び土地地番等に変更が生じない場合は提出を不要とする。

オ 「腐蛆病検査証明書」の提出

(ア) 自らが所有し、飼育している蜜蜂を道外から道内へ移動する場合は、家畜伝染病まん延防止規則に基づき、道内への移動直近の都府県が発行した「腐蛆病検査証明書」を、【書式3-1】申請書に添付して提出すること。

(イ) やむを得ない理由で「腐蛆病検査証明書」の添付が遅れるものについては、蜜蜂の移動後速やか（北海道への移動後30日以内）に、北海道養蜂協会会員にあっては地区養蜂組合を經由して飼育場所を管轄する振興局等（農務課）に、会員以外の蜜蜂飼育者にあっては飼育場所を管轄する振興局等（農務課）に提出すること。

(ウ) 振興局は、提出された「腐蛆病検査証明書」を畜産振興課に送付するとともに、その写しを当該蜜蜂の飼育場所を管轄する家畜保健衛生所へ送付する。

(エ) 「腐蛆病検査証明書」は、やむを得ない事情等がある場合を除き、原本を提出すること。

(4) 北海道の区域内で移動する蜜蜂の転飼（以下「2次転飼」という。）について

条例第3条（許可）

条例施行規則第1条（許可の申請）

条例施行規則 別記第1号様式（蜜蜂転飼許可申請書）

① 2次転飼申請に係る記載事項

1次転飼申請に係る記載事項と同じ。

（第2の2の(3)の① ア～カを参照）

② 2次転飼申請の様式

当該転飼申請は、「条例施行規則」別記第1号様式「蜜蜂転飼許可申請書」（【書式4-1】参照）（以下「【書式4-1】申請書」という。）により提出すること。

ただし、「転飼場所の記載欄」が不足する場合は、蜜蜂転飼許可申請書（別紙）（【書式4-2】参照）（以下「【書式4-2】申請書（別紙）」）に続けて記載すること。

なお、【書式4-2】申請書（別紙）は、【書式4-1】申請書に、ホチキス等で離れないよう添付し、必ず割印すること。

③ 添付書類

1次転飼申請に係る添付書類と同じ。ただし、文中「1次転飼」となっている部分は、「2次転飼」と読み替えること。

（第2の2の(3)の④ ア～オを参照）

(5) 蜜蜂転飼の許可の変更について

転飼許可証が交付された以降、その許可内容に変更が生じるものについては、次のとおり取り扱う。

- ① 「現住所、通信連絡場所及び氏名(法人の場合にあっては名称及び代表者氏名)」、「最大計画蜂群数」、「転飼期間」に変更が生じる場合

第2の1の事前調整及び調整会議等に準じ、各地区組合長との協議を経た上で【書式4-1】申請書を提出し、2次転飼許可申請により新たに知事の許可を得ること。

また、飼育場所の変更は原則認めないこととするが、土地所有(管理)者による、やむを得ない事情が生じる場合は、上記同様に知事の許可を得ること。

- ② 飼育場所の移動を伴わず、婚姻などにより氏名(法人の場合にあっては名称及び代表者氏名)及び現住所、通信連絡場所が変更となった場合、又は土地の分筆などにより飼育場所の土地地番等が変更された場合

速やかに、「条例施行規則」別記第2号様式「蜜蜂転飼許可変更届」(【書式5】参照)(以下「【書式5】変更届」という。)を提出すること。

- ③ 農薬・野生鳥獣などからの危害を防止するために緊急に飼育場所を移動する必要がある場合

速やかに、【書式5】変更届を提出するとともに、移動先の飼育場所を管轄する市町村に出向き、【書式5】変更届の写しを提出し、報告すること。

なお、この取扱いは次の条件を満たす場合にのみ該当するものとし、これ以外の場合にあっては、通常の転飼申請によるものとする。

ア 危害防止などのため、緊急に他の場所に蜜蜂を移動(以下「避難」という。)する必要があるものであること。

イ 避難する期間は3週間を限度とすること。

ただし、危害防止などのため、やむを得ない事情により3週間を超えて避難することが必要となった場合は、この限りではない。

また、避難する場所の確保については、以下の条件を遵守するとともに、誠実に対応すること。

(ア) あらかじめ避難可能な飼育場所を確保し、2次転飼申請により知事の許可を得ることが望ましい。

なお、避難可能な飼育場所を地区養蜂組合として確保し、土地所有者が了承している場合、当該地区養蜂組合員がその土地を避難場所として使用することができる。

この場合、書式6-1(または書式6-2)「土地貸与承諾書」の氏名欄は当該地区養蜂組合長名義とし、摘要欄に「避難場所として緊急時に当組合員が使用」の旨記載することとする。

また、当該避難場所での採蜜は原則行わないこととする。

(イ) 急遽、避難する必要があるあり、2次転飼申請により知事の許可を得ることができない場合は、避難する先の飼育場所を管轄する市町村に相談し、土地所有者の承諾を得た上で飼育場所を特定すること。

(ウ) 避難する先の飼育場所から半径3km以内(蜜蜂飼育場所相互の距離が6km以内)に、他の蜜蜂飼育者がいないことを確認するとともに、飼育場所を管轄区域とする北海道養蜂協会地区養蜂組合長の合意を得ること。

(エ) 【書式5】変更届の提出に当たっては、土地貸与承諾書(【書式6-1】又

は【書式6-2】参照）及び蜂群設置場所図面（【書式8】参照）を作成し、添付すること。

(6) 蜜蜂を購入する場合の取扱いについて

蜜蜂を新規に飼育又は増群のため蜜蜂を購入して飼育を行う場合は次のとおり取り扱うこととする。

- ① 購入予定を含めた飼育計画を記載した飼育届を提出すること。
- ② 蜜蜂を購入する者は、購入する蜜蜂が腐蛆病検査を受けていることを「腐蛆病検査証明書」により確認すること。

なお、購入した蜜蜂に係る「腐蛆病検査証明書」は、蜜蜂の飼育開始後、速やかに飼育場所を管轄する振興局等農務課へ提出すること。

(7) 書類の提出等について

各種届出・申請書の提出先、提出期限は表2のとおりとする。

表2. 提出書類の提出先・提出期限等

区 分	様 式	提 出 先	提 出 期 限
蜜蜂飼育に関する調書	書式 1	各振興局農務課 （ただし、北海道養蜂協会会員にあっては、各地区養蜂組合）	別に定める日
蜜 蜂 飼 育 届	書式2-1～書式2-3		毎年1月31日
蜜 蜂 飼 育 変 更 届	書式2-1～書式2-3		変更の日から1ヵ月以内
蜜 蜂 転 飼 許 可 申 請 書 (1次転飼)	書式3-1～書式3-2		飼育を始める日の2ヵ月前
蜜 蜂 転 飼 許 可 申 請 書 (2次転飼)	書式4-1～書式4-2		飼育を始める日の1ヵ月前
蜜 蜂 転 飼 許 可 変 更 届	書式 5		変更後すみやかに

蜜蜂を新規に飼育又は増群や飼育場所の変更に係る配置調整について

蜜蜂を新規に飼育又は増群や飼育場所を変更（以下「新規等希望」という。）する場合は次のとおり取り扱うものとする。

1 配置調整会議の実施方法

- (1) 配置調整会議には、新規等希望者及び新規等希望場所と互いに半径 3 km 以上離れていない場所で蜜蜂を飼育する者の出席を基本とするが、やむを得ず出席できない場合は委任状を提出の上、代理人が出席することができる。
- (2) 蜂群の配置調整は、調整対象者双方の合意を基本とする。
- (3) 新たに蜂群の配置を希望する場所同士が、互いに半径 3 km 以上離れていない場合、協議については必要に応じて行うこととし、原則、北海道は相互の蜜蜂飼育者に対しその旨を通知するものとする。

表 配置調整で協議を行う場合

	当該年に届出(調整済)	増群を希望	新たに蜂群の配置を希望
増群を希望	協議が必要	協議が必要	協議が必要
新たに蜂群の配置を希望	協議が必要	協議が必要	必要に応じて協議

- (4) 地域振興等を目的とした小規模な飼育（2群以下）であって、次の要件を満たす場合はこれを妨げない。

[要件]

ア 地域振興計画を提出すること。

地域振興計画は、行政や地域住民、事業者等と協働して、地域が抱える課題解決のため、蜜蜂の飼育も含めた公益的な取組が記載されたものであって、利益を追求しない取組であること。

なお、蜜蜂の飼育規模に関係なく取組内容を変更する場合は、その都度、地域振興計画を調整会議へ提出すること。

イ 飼育群数は、1地域振興計画につき最大2群までとし、飼育場所は、1箇所とすること。

ウ 腐蛆病等の家畜法定伝染病の発生予防・まん延防止の観点から、蜜蜂を飼育管理する者は、2年以上の蜜蜂の飼育経験を有していること。

エ 申請者及び飼養管理者は、過去3年間、養蜂振興法等の関係法令違反により、国や道から指導を受けていないこと。

2 蜜蜂飼育者が組織する協会又は組合における事前調整について

蜜蜂飼育者が組織する協会又は組合（以下「組合等」という。）が、配置調整会議に先立ってその会員同士の配置調整を行うこと（以下「事前調整」という。）を妨げないこととし、事前調整の結果（【書式1-2】参照。）を総合振興局又は振興局産業振興部農務課（以下「振興局等農務課」という。）に提出するものとする。ただし、全道又は複数の総合振興局若しくは振興局の区域を対象とする広域的な組合等である場合は、北海道農政部生産振興局畜産振興課（以下「畜産振興課」という。）へ提出すること。

なお、配置調整会議の結果が事前調整の結果と異なる場合がある。

札幌市都市養蜂における配置調整について

1 札幌市都市養蜂の範囲

札幌市都市養蜂のエリアは、これまでの転飼調整に係る経過を踏まえ、札幌環状線（道道 89 号線）の内側を目安とする。

※ なお、環状線の内側であっても、札幌地区組合構成員の蜂場に半径 3 km で重複する場合は、従前どおり札幌地区組合との調整（協議）が必要。

2 札幌市都市養蜂の転飼調整

- ① 札幌市都市養蜂を行うに当たっては、養蜂事業者の共存共栄を図るため、当該年にエリア内で蜜蜂を飼育する他の同業者との調整を要する。
- ② 札幌市都市養蜂を行う者は、調整に必要な「蜜蜂飼育に関する調書」を提出する。なお、前年と飼育内容に変更がない場合は、提出不要。
- ③ 調整は、蜜源に対し蜂群数が著しく過剰とならないよう、「札幌市都市養蜂転飼調整会議」で協議し、了承を得る。

なお、地域振興等を目的とした小規模な飼育（2 群以下）であって、次の要件を満たす場合はこれを妨げない。

[要件]

ア 地域振興計画を提出すること。

地域振興計画は、行政や地域住民、事業者等と協働して、地域が抱える課題解決のため、蜜蜂の飼育も含めた公益的な取組が記載されたものであって、利益を追求しない取組であること。

なお、蜜蜂の飼育規模に関係なく取組内容を変更する場合は、その都度、地域振興計画を調整会議へ提出すること。

イ 飼育群数は、1 地域振興計画につき最大 2 群までとし、飼育場所は、1 箇所とすること。

ウ 腐蛆病等の家畜法定伝染病の発生予防・まん延防止の観点から、蜜蜂を飼育管理する者は、2 年以上の蜜蜂の飼育経験を有していること。

エ 申請者及び飼養管理者は、過去 3 年間、養蜂振興法等の関係法令違反により、国や道から指導を受けていないこと。

- ④ 養蜂振興法等関係法令の悪質な法令違反を行った者は、その許可を取り消すとともに、翌年から 3 年間は、札幌市都市養蜂への参入を認めない。

3 「札幌市都市養蜂転飼調整会議」の設置

札幌市都市養蜂の転飼調整を円滑に行うため、「札幌市都市養蜂転飼調整会議」を設置する。

4 札幌市都市部における蜜源量等の調査

札幌市都市部の蜜源量が不明なことから、今後の適正群数の検討に係る参考資料とするため、札幌市都市養蜂を行う者は、道が実施する「札幌市都市部における蜜源等調査」に協力するものとする。

(参考)

札幌市都市養蜂転飼調整会議設置要領

1 趣 旨

札幌市都市部における蜜蜂飼育の状況及び蜜源の状態の把握、蜂群配置に係る調整等を行い、蜂群の適正な配置を図ることを目的に、「札幌市都市養蜂転飼調整会議」（以下、「調整会議」という。）を設置する。

2 組 織

調整会議は、札幌市都市養蜂を行う者（2群以下の小規模飼養者を除く。）で構成する。

なお、必要に応じてオブザーバーを置くことができるものとする。

また、事務局は、北海道農政部生産振興局畜産振興課に置く。

3 協議事項

- (1) 札幌市都市部における蜜蜂の配置調整に関する事
- (2) 札幌市都市部における蜜蜂飼育の状況に関する事
- (3) 札幌市都市部における蜜源の把握に関する事
- (4) その他必要な事項

4 調整会議の開催

- (1) 調整会議は、原則年1回、毎年9月頃に開催する。
- (2) 調整会議は、事務局が招集する。

5 雑 則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、構成員の協議により別に定める。

6 附 則

この要領は、平成27年9月30日より施行する。

蜜蜂飼育に関する調査

< 蜜蜂の飼育に関する配置調整について >

人畜に危害を与えることのないよう、周辺の状況について十分に配慮するとともに、家畜伝染病まん延防止の観点から、既存の蜜蜂飼育者が近隣にいる場合、養蜂業の円滑な振興を期すため、蜜蜂飼育者同士の設置場所が、互いに半径3km以上（蜂場相互の距離が6km以上）離すことを基準として、蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならないよう、北海道が開催する配置調整会議で協議することとしています。

○該当する欄に必要な事項を記入してください。

選択肢がある項目は、選んだ「□」に「☑」でチェックを付けてください。

※記入に際しては、蜜蜂を実際に飼育する方が記入してください。

1 蜜蜂の所有者又は飼育者等

(1) 蜜蜂の所有者

所有者氏名						
所有者住所						
所有者連絡先	電話番号	-	-	携帯電話番号	-	-

(2) 蜜蜂の飼育（管理）者（※実際に蜜蜂を飼育する飼育（管理）者が**所有者と異なる場合**に記入してください。）

飼育者氏名						
飼育者住所						
飼育者連絡先	電話番号	-	-	携帯電話番号	-	-

(3) (2)に記載された方のみ記入してください。

< 蜜蜂の所有者と飼育者の関係 >

区 分	内 容
<input type="checkbox"/> 飼育管理を委託	<input type="checkbox"/> 委託契約を締結 ※1
<input type="checkbox"/> 雇用者	<input type="checkbox"/> 正社員雇用 ※2
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 当事者間で合意 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 非正社員雇用 <input type="checkbox"/> ※2 <input type="checkbox"/> その他 () 【具体的に記載してください】

※1 委託契約を締結している場合は、契約書の写しを添付してください。

なお、今後契約を予定している場合は、契約後、速やかに契約書の写しを提出してください。

※2 正社員雇用又は非正社員雇用の場合は、雇用契約書等を写しを添付してください。

2 蜜蜂を飼育する方の飼育技術について

(1) 飼育経験年数及び内容

蜜蜂飼育経験年数	年	※単独または指導者の下で周年作業を行った年数を記載してください。
蜜蜂飼育経験内容	<input type="checkbox"/> 周年の作業経験	
	<input type="checkbox"/> 特定の作業経験 (<input type="checkbox"/> 越冬 <input type="checkbox"/> 給餌 <input type="checkbox"/> 採蜜 <input type="checkbox"/> 養成 <input type="checkbox"/> 蜂病点検 <input type="checkbox"/> その他) その他： ()	

(2) 飼育するに当たり、技術指導を受ける場合の指導者について

指導者氏名		
蜜蜂飼育経験年数	年	※単独で周年作業を行った年数を記載してください。

2 蜜蜂の飼育について

(1) 飼育の形態

区 分	内 容		
<input type="checkbox"/> 業として蜜蜂を飼育 <input type="checkbox"/> 生産物の販売先	反復継続して蜜蜂の飼育を行うこと又は蜜蜂、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等を譲渡することを目的として、蜜蜂の飼育を行う者をいう。		
	<input type="checkbox"/> 無償配布		
<input type="checkbox"/> 趣味として蜜蜂を飼育 <input type="checkbox"/> 無償配布	小規模の蜜蜂を飼育し、かつ蜜蜂による生産物を自家用にのみ供する個人。 なお、北海道における「小規模」とは、趣味として蜜蜂を飼育する場合で、 <u>実群数で2群までの規模とする</u> 。私的な交際の範囲で無償で配布する場合も含む。		
	<input type="checkbox"/> 配布しない <input type="checkbox"/> 配布する <input type="checkbox"/> 配布場所 ()		
<input type="checkbox"/> 農作物等の花粉受精の用に供するための飼育 <input type="checkbox"/> 利用する農作物	花粉交配を行おうとする自らの農作物の作付規模に対して妥当な群数の蜜蜂を、花粉受精のために必要な期間のみ飼育することをいう。		
	<input type="checkbox"/> 交配後の蜂群 <input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> その他()		
<input type="checkbox"/> 試験研究の用に供するための飼育 <input type="checkbox"/> 試験内容・目的	密閉構造の飼育管理設備で蜜蜂の飼育を行い、かつ蜜蜂による生産物の譲渡を目的としない飼育形態をいう。		
	<input type="checkbox"/> 地域振興を目的とした小群の飼育		
<input type="checkbox"/> 生産物の取扱	行政、地域住民、事業者等が協働して、地域が抱える課題を解決するため、小規模での蜜蜂の飼育を通じて、地域の活性化を図ることをいう。		
	<input type="checkbox"/> 会員への提供 ①有償 ②無償 <input type="checkbox"/> 一般消費者への提供 ①販売 ②無償 <input type="checkbox"/> その他 ()		

※地域振興を目的とした小群の飼育の場合は、地域振興計画を添付してください。

(2) 飼育に関する希望

区 分	内 容		
<input type="checkbox"/> 新規飼育	<input type="checkbox"/> 採蜜群のみ	<input type="checkbox"/> 越冬群のみ	<input type="checkbox"/> 採蜜群及び越冬群
<input type="checkbox"/> 増群	<input type="checkbox"/> 採蜜群のみ	<input type="checkbox"/> 越冬群のみ	<input type="checkbox"/> 採蜜群及び越冬群
<input type="checkbox"/> 設置場所の変更	<input type="checkbox"/> 採蜜群のみ	<input type="checkbox"/> 越冬群のみ	<input type="checkbox"/> 採蜜群及び越冬群

(3) 飼育予定群数及び場所（別紙に記載してください。）

(4) 蜜蜂の入手方法

区 分	内 容		
<input type="checkbox"/> 購入	<input type="checkbox"/> 相対取引	<input type="checkbox"/> 通信販売	<input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 蜜蜂入手先	住所 氏名	
<input type="checkbox"/> 賃借	<input type="checkbox"/> 蜜蜂飼育者 (協会員)	<input type="checkbox"/> 蜜蜂飼育者 (協会員外)	<input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 蜜蜂貸借先	住所 氏名	
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 自家増殖	<input type="checkbox"/> 無償譲渡	<input type="checkbox"/> その他 ()

◆ 本調書における個人情報の取扱いについて

- 1 本調書に記載された個人情報につきましては、関係法令に基づき適正に管理します。
- 2 本調書に記載された情報について、適切な蜂群の配置調整や腐蛆病検査実施のため、市町村、関係する蜜蜂飼育者及び協会又は組合に提供します。

上記について同意します。（同意いただける場合は、「□」に「☑」でチェックし、署名してください。）
 ※同意いただけない場合は、配置調整を行うことができない場合があります。

年 月 日 署名

(別紙)

No.	飼育場所	飼育希望	飼育方法	土地の所有関係	飼育蜂群数	予定期間	前年度設置の実績
1	※土地地番、林小班まで詳細に記載 (都道府県・市町村) (土地地番等) (経度) (緯度)	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規飼育 <input type="checkbox"/> 増群 <input type="checkbox"/> 場所変更	<input type="checkbox"/> 1次転飼 <input type="checkbox"/> 2次転飼 <input type="checkbox"/> 越冬 <input type="checkbox"/> 定飼	※承諾済みの場所を記載 <input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 親族所有地 <input type="checkbox"/> 社有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他()	※期間内最大数 前回調整群数 群 今回希望群数 群 (箱)	※年次で記載 月 日 ～ 月 日	<input type="checkbox"/> 設置あり <input type="checkbox"/> 設置なし 〔 <input type="checkbox"/> 避難場所 <input type="checkbox"/> その他 ()〕
2	(郡・市町村) (地番等) (経度) (緯度)	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規飼育 <input type="checkbox"/> 増群 <input type="checkbox"/> 場所変更 <input type="checkbox"/> 飼育なし	<input type="checkbox"/> 1次転飼 <input type="checkbox"/> 2次転飼 <input type="checkbox"/> 越冬 <input type="checkbox"/> 定飼	<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 親族所有地 <input type="checkbox"/> 社有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他()	前回調整群数 群 今回希望群数 群 (箱)	月 日 ～ 月 日	<input type="checkbox"/> 設置あり <input type="checkbox"/> 設置なし 〔 <input type="checkbox"/> 避難場所 <input type="checkbox"/> その他 ()〕
3	(郡・市町村) (地番等) (経度) (緯度)	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規飼育 <input type="checkbox"/> 増群 <input type="checkbox"/> 場所変更 <input type="checkbox"/> 飼育なし	<input type="checkbox"/> 1次転飼 <input type="checkbox"/> 2次転飼 <input type="checkbox"/> 越冬 <input type="checkbox"/> 定飼	<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 親族所有地 <input type="checkbox"/> 社有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他()	前回調整群数 群 今回希望群数 群 (箱)	月 日 ～ 月 日	<input type="checkbox"/> 設置あり <input type="checkbox"/> 設置なし 〔 <input type="checkbox"/> 避難場所 <input type="checkbox"/> その他 ()〕
4	(郡・市町村) (地番等) (経度) (緯度)	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規飼育 <input type="checkbox"/> 増群 <input type="checkbox"/> 場所変更 <input type="checkbox"/> 飼育なし	<input type="checkbox"/> 1次転飼 <input type="checkbox"/> 2次転飼 <input type="checkbox"/> 越冬 <input type="checkbox"/> 定飼	<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 親族所有地 <input type="checkbox"/> 社有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他()	前回調整群数 群 今回希望群数 群 (箱)	月 日 ～ 月 日	<input type="checkbox"/> 設置あり <input type="checkbox"/> 設置なし 〔 <input type="checkbox"/> 避難場所 <input type="checkbox"/> その他 ()〕
5	(郡・市町村) (地番等) (経度) (緯度)	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規飼育 <input type="checkbox"/> 増群 <input type="checkbox"/> 場所変更 <input type="checkbox"/> 飼育なし	<input type="checkbox"/> 1次転飼 <input type="checkbox"/> 2次転飼 <input type="checkbox"/> 越冬 <input type="checkbox"/> 定飼	<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 親族所有地 <input type="checkbox"/> 社有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他()	前回調整群数 群 今回希望群数 群 (箱)	月 日 ～ 月 日	<input type="checkbox"/> 設置あり <input type="checkbox"/> 設置なし 〔 <input type="checkbox"/> 避難場所 <input type="checkbox"/> その他 ()〕
6	(郡・市町村) (地番等) (経度) (緯度)	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規飼育 <input type="checkbox"/> 増群 <input type="checkbox"/> 場所変更 <input type="checkbox"/> 飼育なし	<input type="checkbox"/> 1次転飼 <input type="checkbox"/> 2次転飼 <input type="checkbox"/> 越冬 <input type="checkbox"/> 定飼	<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 親族所有地 <input type="checkbox"/> 社有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他()	前回調整群数 群 今回希望群数 群 (箱)	月 日 ～ 月 日	<input type="checkbox"/> 設置あり <input type="checkbox"/> 設置なし 〔 <input type="checkbox"/> 避難場所 <input type="checkbox"/> その他 ()〕

※ 経度、緯度の記載に当たってはウェブサイト上で公開されている地図等を用いて、小数点第5位まで記入してください。

調整結果報告書

年 月 日

北海道農政部生産振興局畜産振興課長 様

(協会又は組合の長)

年に蜜蜂を新規に飼育又は増群や飼育場所を変更する希望について、次のとおり調整したので、報告します。

氏名	飼育場所	飼育期間	新規群数	増 群		調 整 結 果 群 数	備 考
				元の 群数	増 や す 群数		
	(緯度 経度)						
	(緯度 経度)						
	(緯度 経度)						
	(緯度 経度)						
	(緯度 経度)						
	(緯度 経度)						

注1 飼育場所は、番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度を記入してください。

別記第 1 号様式
(第 1 条関係)

蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届

年 月 日

北海道知事 様

現住所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法第 3 条第 1 項 (第 3 項) の規定により、次のとおり蜜蜂の飼育 (蜜蜂の飼育の変更) について届け出ます。

記

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数
	(うち日本蜜蜂)

2 年蜜蜂飼育計画

番号	飼育場所	飼育予定 最大計画蜂群数	飼育期間
1		(うち日本蜜蜂)	1月1日から 月 日まで
2		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
3		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
4		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで

3 届出事項の変更

従来の届出の内容	変更した内容	変更の理由	変更日	番号
			月 日	
			月 日	

4 届出に係る個人情報の取扱いに当たっては、次の内容について同意します。

- (1) 個人情報の利用目的：都道府県は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ個人情報を利用する。
- (2) 個人情報の安全管理措置：都道府県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に係る取扱規程等及び実施体制を整備する。
- (3) 個人情報の第三者への提供：都道府県は、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ア 法令に基づく場合
 - イ 都道府県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者 (蜜蜂飼育者、市町村又は他の都府県) 又は関係機関等の協力が必要な場合

- 注 1 電話番号は、できるだけ常時連絡が取れる携帯電話の番号としてください。
- 2 飼育計画は、1月1日から12月31日までの期間について記入してください。
- 3 飼育場所は、番地、号まで記入してください。なお、必要に応じ、緯度及び経度を併せて記入してください。
- 4 本様式を蜜蜂飼育変更届として使用する場合は、「1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況」の欄及び「2 年蜜蜂飼育計画」の欄の記入は不要です。
なお、蜜蜂飼育計画を変更する場合には、「3 届出事項の変更」の「番号」の欄に、当初の届出の蜜蜂飼育計画に記載されている番号を記入してください。
- 5 届出には、蜂群設置場所図面その他の知事が定める必要な書類を添付してください。
- 6 用紙は、日本産業規格A4とする。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講ずるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者との配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同条第2項の規定に基づき、都道府県は、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求めることがあります。

【書式 2 - 2】

蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届出書（別紙）

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数
	(うち日本蜜蜂)

別記第2号様式
(第2条関係)

(北海道収入証紙貼付)

蜜 蜂 転 飼 許 可 申 請 書

年 月 日

北海道知事 様

現住所
通信連絡場所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名

次のとおり転飼したいので、許可されるよう手数料を添え、養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者等の住所及び氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼養管理者の住所及び氏名	備考
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		

申請に係る個人情報の取扱いに当たっては、次の内容について同意します。

- 個人情報の利用目的：都道府県は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ個人情報を利用する。
- 個人情報の安全管理措置：都道府県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に係る取扱規程等及び実施体制を整備する。
- 個人情報の第三者への提供：都道府県は、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - 法令に基づく場合
 - 都道府県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村又は他の都府県）又は関係機関等の協力が必要な場合

- 注
- 電話番号は、できるだけ常時連絡が取れる携帯電話の番号としてください。
 - 転飼しようとする場所は、番地、号まで記入してください。なお、必要に応じ、緯度及び経度を併せて記入してください。
 - 申請書には、蜂群設置場所図面その他の知事が定める必要な書類を添付してください。
 - 用紙は、日本工業規格A4とする。

別記第1号様式
(第1条関係)

蜜 蜂 転 飼 許 可 申 請 書

年 月 日

北海道知事 様

現住所
通信連絡場所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名

次のとおり転飼したいので許可されるよう、北海道蜜蜂転飼条例第3条第1項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者等の住所及び氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼養管理者の住所及び氏名	備考
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		

申請に係る個人情報の取扱いに当たっては、次の内容について同意します。

- 個人情報の利用目的：都道府県は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ個人情報を利用する。
- 個人情報の安全管理措置：都道府県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に係る取扱規程等及び実施体制を整備する。
- 個人情報の第三者への提供：都道府県は、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - 法令に基づく場合
 - 都道府県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村又は他の都府県）又は関係機関等の協力が必要な場合

- 注
- 電話番号は、できるだけ常時連絡が取れる携帯電話の番号としてください。
 - 転飼しようとする場所は、番地、号まで記入してください。なお、必要に応じ、緯度及び経度を併せて記入してください。
 - 申請書には、蜂群設置場所図面その他の知事が定める必要な書類を添付してください。
 - 用紙は、日本工業規格A4とする。

別記第2号様式
(第2条関係)

蜜 蜂 転 飼 許 可 変 更 届

年 月 日

北海道知事 様

現住所
通信連絡場所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名

北海道蜜蜂転飼条例施行規則第2条第1項(第2項)の規定に基づき、下記のとおり
蜜蜂転飼許可事項変更届を提出します。

記

- 1 変更の理由

- 2 変更届に該当する許可の状況及び変更内容

(1) 転飼許可の番号
年 第 号

(2) 変更した事項
ア 従来の許可の内容

イ 変更した内容

- 注
- 1 電話番号は、できるだけ常時連絡が取れる携帯電話の番号としてください。
 - 2 転飼の場所を変更した場合は、番地、号まで記入してください。なお、必要に応じ、緯度及び経度を併せて記入してください。
 - 3 変更届には、条例第4条第1項の許可証その他の知事が定める必要な書類を添付してください。
 - 4 用紙は、日本工業規格A4とする。

土地貸与承諾書

年 月 日

土地利用者

-----様

土地所有者

(いずれかに○印をつけて下さい)

土地管理者

住所

氏名

蜜蜂の飼育場所として、下記のとおり私の土地を貸与することを承諾します。

記

貸与する土地の所在地	貸与期間	摘要
郡 町 字 番地 市 村	年 月 日 から 年 月 日 まで	

注1 貸与する土地の所在地は、地番まで正確に記載する。

注2 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名とする。

注3 土地の管理者が所有者の了解を得ている場合は、土地管理者名を記載する。

注4 承諾書が土地管理者からの場合は、摘要欄に土地所有者との関係（続柄、契約、賃貸等）を記載すること。

土地貸与承諾書

年 月 日

土地利用者

-----様

土地所有者

(いずれかに○印をつけて下さい)

土地管理者

住所-----

氏名-----

蜜蜂の飼育場所として、下記のとおり私の土地を貸与することを承諾します。
記

貸与する土地の所在地	貸与期間	摘要
郡 町 字 番地 市 村	年 月 日 年 月 日 から まで	
郡 町 字 番地 市 村	年 月 日 年 月 日 から まで	
郡 町 字 番地 市 村	年 月 日 年 月 日 から まで	
郡 町 字 番地 市 村	年 月 日 年 月 日 から まで	
郡 町 字 番地 市 村	年 月 日 年 月 日 から まで	

注1 貸与する土地の所在地は、地番まで正確に記載する。

注2 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名とする。

注3 土地の管理者が所有者の了解を得ている場合は、土地管理者名を記載する。

注4 承諾書が土地管理者からの場合は、摘要欄に土地所有者との関係（続柄、契約、賃貸等）を記載すること。

【書式8】

作成年月日 令和 年 月 日

申請者氏名	
該当する項目に○印	北海道記載欄
飼育届	令和 年 号
一次申請	令和 年 号
二次申請	令和 年 号

蜂群設置場所（設置する場所の所在地）

番号	所在地（番地・林班まで記載）
1	（緯度 経度 ）
2	（緯度 経度 ）
3	（緯度 経度 ）
4	（緯度 経度 ）
5	（緯度 経度 ）
6	（緯度 経度 ）
7	（緯度 経度 ）
8	（緯度 経度 ）
9	（緯度 経度 ）
10	（緯度 経度 ）

※ 緯度、経度の記載に当たってはウェブサイト上で公開されている地図等を用いて、小数点第5位まで記入してください。

蜂群設置場所（図面・別添）

- 法務局発行の地番図（山林にあつては、森林管理署等発行の林班図）など
- ※ 図面上で設置場所に●印をつけ、上記の番号を記入すること。